



Title	意思決定要因の分析方法：日常生活構造との関連
Author(s)	白石, 淳; SHIROISHI, Jun
Citation	教育福祉研究, 12, 25-32
Issue Date	2006-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28387
Type	departmental bulletin paper
File Information	12_P25-32.pdf



意思決定要因の分析方法 —日常生活構造との関連—

白石 淳

1. 意思形成過程の分析

後期中等教育学校の入学先を決める際の選択において、生徒の自由な決定を妨げるバリアは、物理的バリアなど社会環境におけるバリアの他に当事者の意思にかかわるバリアも存在し、これらの除去も実行されなければ学校におけるバリアフリーは構築されないと考える。したがって、そのバリアフリーを整備するためには、当事者の意思決定の要因におけるバリアの存在を明かにすることが必要不可欠である¹⁾。

ところで、意思決定は我々の生活のなかで日常的に行なわれているが、「目指す目的に対する2つ以上の代替案、少なくとも行為者には手段と思われる代替案の間で意識的な選択をすること」(バーナード 1981 a: 107)と定義されている。最終的には「意識的な選択」という当事者の意識にもとづいた行為により決定されその過程は終結することになるが、その行為の決定ではその選択後に実現されるだろう生活への期待に対する達成意欲の有無が問題となる。障害のある子どもにおいても、障害のない子どもと同様に、達成意欲を持ち当事者の意識にもとづいた選択行為がなされれば、「意思決定後に後悔する」などの問題は生じないはずである。しかし、実際には選択時に「どうせ」ということばが多く用いられているように、選択をする前に当事者の意識においてすでに達成意欲が奪われ、たとえ多くの人が選択するであろう通常のコース等が用意されていたとしても、障害のある子どもは実際にそれを選択することができないような状態におかれてしまっているのではないだろうか。そこには、達成意欲を失わせるような状

態を創り出している当事者における日常生活の環境が存在しており、そこに構造的な問題が存在すると考える。したがって、当事者の生活構造をとおしてバリアの存在を明かにする必要がある。

学校の選択に関する従来の研究をみると、学校の選択過程において重要な役割をもつ変数として、自己決定経験、キャリア・パースペクティブなどがあること(三後・金井 2003: 135-9)、意思決定過程を検討している研究では、その保護者が決定する際に考慮した要因として「障害児教育の質」「専門家の助言」「地域とのつながり」「設備・条件の整備」「障害・発達の状態」「家族の意見」などが選択の際の条件にあることが明らかにされている(平沼・高橋 2004: 85-92; 淵上 1984: 59-63)。しかしこれらの研究では、選択時点における選択の要因の究明にとどまっており、根本的な問題である当事者の意思の決定に至る過程を取りあげて検討している研究ではない。そこで本稿では、後期中等教育学校を選択する際に必要となる当事者の意思決定を支配し規定している日常生活における要因を検討するために必要な、当事者の生活を分析する方法を検討する。

2. 意思決定において重視すべき段階

意思決定は前述したように「意識的な選択の行為」と定義されているが、その選択を阻害する要因を明らかにするためには、選択をするための当事者本人の意識がどのような過程を経てなされ、選択に至ったかに注目する必要がある。その過程には、まず複数のなかから一つを選択する決定のルールとその当てはめに関する判断、次に選択肢を評価する段階がある。評価するためには、その

ための評価基準が必要になり「何を評価基準として選ぶのか」という判断と、評価基準どうしの重み付けの判断が必要である。そこには「あるものから選ぶ」という単純な問題ではなく、選択の結果を予測し、測定し、解釈するという、現在の生活を理解し、その背後にある因果関係などを推論するという活動がなされる(印南 1997: 32)。その後の段階として、選択行為の実行についての結果とその評価がある。結果と評価は経験として学習され、次の意思決定の際に予測判断として影響を与え(印南 1997: 48-52)、達成意欲の形成に繋がっていく。したがって、人間は誕生から亡くなるまでのライフサイクルのなかで、意思決定を連続し繰り返して行っていることになり、ある意思決定をしようとする際には、必ず過去の類似事例が当事者の思考のなかに想起され、その前例に意思決定の判断を求めることになる。

このように意思決定の過程は、ある選択行為の実行を具体的に意識する前からすでに始まっており、その選択を意識する前の段階が選択の際に極めて大きな影響を与えるので、意思決定の分析ではこの段階が最も重要であると考えている。したがって、この段階において適切に選択のための意識・意欲が形成されることが選択の際には必要となり、実際に選択を具体的に意識する過程のスタートである選択をするための決定のルールを判断するスタートラインに立つことできるかどうか、まずは問題となる。その段階において、選択するために資する当事者のおかれた環境が公平な状況でなければ、従来から示されている意思の段階を論じる前にそれを正さなければならないであろう。すなわち、意思決定の過程で問題となるのは、過去の意思決定の判断の積み重ねと、次の選択肢を具体的に考える前までに「あきらめ」の意識が当事者に生じることこそが問題なのである。この段階で意思決定に関わる意識・意欲が適切に形成されていないならば、次の段階以降へ進むことはできない。このように、意思決定として最も重要な過程がこの段階であり、ここにバリアフリーを解決するための意思決定の研究において注目すべき

であると考えている。この段階に当事者の内面に存在する達成意欲のレベルに大きく関与する「不安」などは、達成意欲レベルに負の影響を大きく与え(三後・金井 2003: 138-9)、結果において「あきらめ」に当事者を陥らせることにつながるようになる。

したがって、意思決定は、自分の過去の生活を踏まえたうえで、自分が将来的に到達したいと思うレベルが当事者の内面にどのように設定でき(印南 1997: 48-52) 選択の予想ができるかどうかにかかっており、そのためには、日常生活上に不安が存在せずに自信や確信などが持てる将来像を描くことができるかが重要になる。その描くための予想や判断が過去の生活を含めた経験から当事者の意識のなかに用意されていなければならないのであって、「どうせ」の意識の発生は、その当事者が将来の生活の将来像を描くことができるメインストリームにある集団から排除されてしまっていることから生じるのではないだろうか。よって、真に選択の自由を保障するバリアフリーの整備のためには、一般的な子どもが希望に満ちた将来像を描くことができるなど、日常生活における過去の選択経験から自分の生活をより豊かにする可能性が予想できることを阻害するように働いている当事者がおかれた日常生活の環境を明かにする必要がある。

3. 当事者の仲間集団の成立

(1) 「どうせ」という意思決定

障害のある子どもの場合、自己の進学先など生活上のさまざまな選択において、「それしか選びようがなかった」「すでに(障害のない子どもと同じように) 選ぶことはできないと思ってしまう。結果的にあきらめてしまう」「前からずーっと高校に入学するのは無理で、初めから障害児は養護学校に行くものだと思っていた」など、実際の選択に入る前から「障害のない人と同じようにはできない」と当事者は無意識的に決めつけている。そして、「仕方がない」「変わることはできないような気がした」と、障害のない子どもと同様に複数の

選択肢はあったとしても、それを自由に選択することができないような状態にされてしまっている。その結果、「どうせ言っても仕方がないことだ」と思った」「相談しても……。どうせ仕方がないこと」「相談しても、どうせ同じこと」と当事者は「どうせ」という言葉に結論を現しているのである。この「どうせ」を採って意のままにならない自己をなぐさめるといふ態度をとるのは、解決すべき方法が無いような状況を認識したときに、内面に抱いていた希望の情熱・意欲をなおも捨て去り難くくすぶり続ける情念として表面に現れたものである（山岸 1993：356-7）。そうだとすれば、このような達成意欲を消失させる結果に繋がる日常生活のさまざまな問題が、この「どうせ」に集約されていると考えることができる。我々は社会のなかで自らの価値や意欲により希望する日常生活を築いているが、この「どうせ」の言葉の裏には、「養護学校畑を歩んできた」など、対社会との関係から「養護学校」「障害」という言葉が当事者の日常生活を取りまき、障害のない人の選択・生活が障害のある自分の選択・生活とかけ離れたものとして認識し、『意のままにならない現実の状況』に当事者の意識が縛られていることが推測できる。

では、障害のある人が形式的に複数用意されているさまざまなコースになぜ乗らないのであろうか。失望感や劣等感を含み「意のままにならない現実の状況」から生じる「どうせ」は、「仕方がない」という期待のなさから生じるものであり、それは意思・意欲の過程上における問題を的確に現している。そこには、当事者の生活の環境とそれに対抗する当事者の意欲などの対立関係があったはずである。「今そのような状況にあるのならば、もっといろいろなところと交渉する」「今となって考えると、もう少し（自分の意見を）親、先生に言えばよかった」と捉えているのはその証拠である。また、このような「どうせ」の態度をとることしかできなかった要因には、「どのようにしたら良いのかわからなかった」「他に選択できることさえ知らなかった」「そもそも、選択といってもどうして良いのかわからなかった」など選択を意識す

る以前の問題、すなわち適切な情報を選択する側である当事者が持っていなかった「選択経験」「情報」の不足に起因する『不安』な状態に当事者がおかれていたことも指摘できる。その結果「同じ障害のある友達と一緒に居た（選択した）方が良かった」「親や先生の言うことを聞いた方が安心だった」と、『不安』を解消するために、現状の維持を目指す、他者の意思を受け入れる結果となる。その結果として、実質的には障害のない人と同じように複数からの選択が可能であったとしても、彼女らに準備されている選択肢は形式的なものとなり、他人が決めた選択を追随するなどの決まった選択を採らざるを得ない状況になり、事実上当事者が自由な意思で選択自体ができないことになってしまう。

したがって、ここでは一般的に考えられている意思決定の過程で重要な、自分が将来的に到達したいと思う意欲レベルが設定できるかどうか以前に「将来の見通しを持つことすらできず、事実上選択肢が持てない」という問題が存在するので、従来の意思決定における過程段階などの分析だけでは問題の本質を明かにすることはできない。では、なぜ、「将来を見通すことができない」となっているのであろうか。前述したとおり、「どうせ」は当事者が体験したある経歴がその人に不条理を抱かせ、選択する当事者側に無念という心情・態度を生じさせている結果である。その不条理感、当事者の生活環境の要因と当事者との関係においてさまざまな相互作用が営なまれ、そのなかでの経歴を蓄積することにより形成される。自然・社会・他者等の生活環境とそれらと対置している自己に対するさまざまな思念・情念が湧きおこり、自己の知的・技術的能力や自信・勇気・行動力等の心的・精神的能力、生活環境側のさまざまな要因によって、必ずしも容易に希望どおりには進まないことを実感したときに、人は一般に不条理感を抱きやすいと指摘されている（山岸 1993：356-60）。すなわち、将来到達したいと思う意欲レベルの設定は、メインストリームにある集団から排除されている当事者の過去における生

活経験に起因しているのである。

(2) スティグマと意思決定

社会における排除は、構造的に形成される。今村は秩序のその生成過程には必ず排除効果という暴力的な作用が存在するとしている。排除効果の原動力は、欲望である。人間が社会関係のなかで欲望をもって欲望に動かされているなど、人間は集団等のなかでさまざまな欲望を他者に向かって投げながら生きている。したがって、その排除効果は、基本的に人と人との関係のなかで生じる。この排除効果は、何かを外へと排除・隔離し、さらにその事実を隠ぺいし、見えなくする「社会」の生成過程に内在する機制である（今井 1992：179）。その排除では、社会的な犠牲者となる排除される者が、共同体の成員から集団的行為によって選り出されるが（今井 1992：216-8）、そこには歴史的な社会の認識が基礎にあり、当事者が属する所属集団と社会における関係に由来する。歴史的に社会から排除された集団に属する人は、その結果としてスティグマを持つことになる。我々が生活する社会においては、人種、民族、宗教などという集団に帰属されるスティグマが一般社会集団に対抗して存在しているが（ゴッフマン 2001：18-9）、ここでは「車いすを利用する障害のある」と「子ども」という二重の特定集団がそれに該当する。この集団は一般社会からは「障害のある人」から「できない人」と、そして「できない子ども」と結び付けられ多数の属する集団から排除され、その結果、排除された集団に所属する子どもたちにおいても「障害がある子どもなので仕方がないと思った」「健常者とは違う」などと、当事者自らもその排除・所属集団に縛られるように意識化されてしまっている。

スティグマを感じていても、当事者においてそのために不利益が生じなければ問題となることはないが、スティグマが問題となる局面はその属性の種類、場面、感情の内容など多岐にわたる。そのあらゆる局面に共通するのは、集団に属している当事者と集団内外の他者との関係が生じたときである。「高校へ進学しようとも考えたが、養護学

校からは無理と思っていたし、そのことを親や担任の先生に相談しなかった」「自分は高校に進学しようと考えたが……親、また（同じ障害のある）グループの友人にも相談しづらいこともあった」などと、集団にせよ個人にせよ、実際に他者とかわる時に、この概念は初めて問題を生じさせるなど意味を持つことになる（庄治・杉村・藤村編 1997：166-7）。このとき当事者は、『障害のある個人』から『障害のある人の集団なかの一員』へと、一人ひとりの障害者を『身体障害者の集団』としてくられ社会から捉えられることにより、そのことが当事者の意識のなかにも強く内在化されてしまう。そして、「私たち障害のある人は……」などと所属する集団をとおして烙印が生じ、その結果、当事者個人としての「達成意欲レベル」が低下させられてしまっているのではないだろうか。実際に当事者は、「障害があるので（障害者は）、とにかく進学できるだけマシだと思った」「高校にも行きたかったが、みんなが行く学校（養護学校）に行くことにした」「高校は、所詮障害がある人は通学できない所だと思っていた」「高層の建物（高校）は車いすの人には利用できない。障害者は無理」「（障害のある）先輩もみんな同じ学校に進学している」などと、「障害のある人はどうせ」という結果を得て、将来に対する希望が『個人の期待する希望』ではなく、『障害のある人の集団としての希望』となり、社会的に排除されている障害のある人の集団の枠組みに当事者個人が縛られるようになり、個人の意欲レベルはより低下させられてしまっている。

このことは、我々においても同様であり、当事者の周りにいる学校の教員は、障害のある人を『一人の生徒個人』としてではなく、「障害のある人は高校は無理。先輩もみんな〇〇市の〇〇養護学校へ進学している。それ以外の学校には行けない」と、また、保護者も「障害のある人は高校には行くことは大変で無理。周りの障害者は高校には行っていない」「自分の子どもより障害の軽い子どもが、養護学校・特殊学級に通学している。だから、小学校に入る前から、自分の子どもも小学校

は無理で養護学校に行くものだと思っていた」などと、『障害のある人』や『車いすを利用する人』を集団とし、その集団から判断している。個人を集団として捉えることにより、生活上の選択をする際にはその集団としての枠組みのなかで判断し、事実上彼女ら『個々人』のライフチャンスが狭めてしまっている(ゴッフマン 2001:19)。このように、障害のない我々は悪意ではないにしても、一般社会集団における多数の判断基準により障害のある人の「意欲レベルの低下」に無言の貢献をしている。この結果、高校の建物は「障害のある自分には利用できない所」などと障害のある人には認知されることになる。このように、社会における判断基準はあらゆる場面で障害のある人に対して否定的に働き、その結果により障害のある人の達成意欲や選択のレベルを低下させ、また、意識面において多数の集団から排除し、「障害のある人」「子ども」など社会的に弱い立場にある集団同士を結びつけ、さらに弱く不利な立場になりうる「障害のある子どもの集団」を創りあげている。そして、その集団に属する一人ひとりに対して社会は「多数が属する集団」よりも下位の評価を与えてしまうのではないだろうか。したがって、当事者や保護者と対社会との関係において、「障害のある子ども」という集団化した人々の日常生活が、社会において歴史的に集団・継続化されたことにより社会的な階層的な地位が成立し、それが当事者の意識のなかにスティグマとして内在化されていくので、そのスティグマを取り除くためにはその集団成立の要因を明かにする必要がある。

これらのことから、社会により創られた集団のなかに障害のある子どもはおかれているので、そこには社会的に見放され制度的に遠ざけられ排除された当事者の生活のなかには、対人関係の貧しさがあるのではないだろうか。これらは当事者の生活構造のなかに潜在的にそして隠べいされて存在しているとみられ、それを解き明かすことなしには(金澤 2004:6)、意思決定の選択の自由を当事者一人ひとりに保障することはありえないと考える。

4. 意思形成に影響を与える生活構造

(1) 生活分析の必要性

身体障害のある子どもは、日常生活においてスティグマを生じさせる生活構造が形成されていることを伺うことができる。「小学校、中学校、高校と養護学校に在籍しており、友達と一緒に「養護畑」での生活を歩んできた」「養護学校に通っていたので、近所に友達が居なかった。家のなかで一人で遊ぶことが多かった」などと示されるように、当事者は障害のない人と分離した学校生活を過ごしているケースが多い。また、養護学校高等部を卒業したら「突然、大人数の社会に放り出されたみたい。別の社会に出るみたいで、恐ろしいものがあつた」「養護学校を卒業したらそれまで。急に世界が変わる」「養護学校を卒業して社会に出たとき、恥ずかしいけれど電車の切符の購入方法もわからなかった」などと、社会の大多数の人がごく普通に過ごす生活から社会から障害のある人として排除されて生活を送ることにより生じたスティグマが生活時間の経過とともに強まっていくことがわかる。このような生活のなかでのライフチャンスの選択は、当事者の内面にスティグマなどが重くのしかかり、日常生活のライフチャンスにおいて不平等が生じているものと考えられる。そして、それが次のライフチャンスの不平等を生むなど、集団として排除されることにより生じる不平等(鈴木編著 2002:49-50)がライフストーリーのなかで再生産するような生活構造に身体障害のある子どもはおかれている。したがって、身体障害のある人の生活構造を分析するためには、当事者の生活の実態を克明に点検することにより理解でき、分析から社会生活を過ごすうえで実際にどのような権利が剝奪されている状態になるのかを明かにする必要がある。身体障害のある子どもとして生まれ育ったことに責任のない子どもに、社会的剝奪の結果が重くのしかかる状況を、今日の競争社会との関連で検討することが重要である。

当事者の生活構造を明かにするためには、当事者の生活場面が、『障害のある人という集団』にお

ける、時間、空間、人間関係などにより影響を受け構造的に形成されていることに注目する必要がある。そのためには、その排除された集団に当事者個人が固定化されていく過程における人間関係、その集団が特定層として固定化していく構造に分析を求めることが妥当であると考えられる。

(2) 仲間集団の形成と対人関係

当事者の生活場面における対人関係に注目する必要があると指摘したが、生活構造の諸要素を規定するものとして仲間集団の確立がある(垣内・大橋・宮島他 1983:344)。「友だちは小学校(養護学校小学部)の時に知り合った同じ障害を持っている人。それからずっと、学校を卒業した今まで仲の良い友だち」「友だちは仲のよい2、3人。何時も一緒に行動していた」と生活場面において仲間集団が形成されている。とくに、子どもの仲間集団は、子どもの充実感や達成感を獲得するのは子どもたち同士とのかかわりにおける生活の喜びや苦しみであると指摘されているなど、成人と比べてより子どもの間ではその関係が重視される。すなわち、子どもは、学童期になると子ども同士の横の関係が加わり、そこに重きがおかれるようになり、親や先生との関係は背後に退く。ここでは、何時も自分を表現し、仲間と共に生きておきたいと考えており、仲間の集団として実際に行動化が図られる(村井・小山 1995:61-82)。このように、子どもと親・先生などの縦関係の力が強く生活を規定していることは否定しないが、それとは別に子どもたちは自分たちの集団を創り、自分たちで規約を創りそれにみんなが従うことで集団を運営し、子どもの世界を創りあげその集団に価値をおく(岡本・浜田 1995:136-7)。そして多くの子どもは、この集団の仲間関係の経験により、意思決定の力量を含めて自分というものの力を知り(村井・小山 1995:61-82)、それは当事者の達成意欲にも大きな影響を与えるなど、意思決定上における大きな要因となる。

子どもの集団でなされる意思決定は、個人よりもすぐれた意思決定となる場合もあるが、集団で行なうことから発生する問題もある。すなわち、

意思決定にかかわる、意欲レベルや決定の力量の程度を引き下げてしまう手抜き、集団内の大勢がある意見や態度を認めることによる他のメンバーの意見や態度に同調しなければならないような圧力(同調圧力)が存在している。「何となく友人に意見が言いにくい」「違うことを言ったら仲間はずれになるのではないか」などの恐怖感、「友だちだから」「皆の言うとおりする」「雰囲気」などの一体感等、集団の影響を受けて決定される場面も少なからずある(印南 1997:36-43)。この問題こそが、子どもの生活構造の基盤を創っているものと考えられる。頭の中では正しくないと思いつながらも、同調するという規範的影響を当事者の所属集団から受けて、仲間などにより形成された集団の構造のなかで意思の決定がなされるのではないだろうか。

(3) 集団における意思決定上の問題

意思決定の基本的な構成要素は情報で(ボウルチ、ホール、アキシン 1985:165-6)、意思決定の際には正しい情報が必要不可欠である。「情報」とは不確実性を減少させることになるので(松原 2001:166)、情報に欠けることは、混乱や不満足、そして不安をもたらし、意欲レベルの低下に繋がる。前述したように、個人の意思決定は、当事者の所属する集団の規範や価値を反映するなど(松原 2001:192)、所属集団から大きな影響を受けている。通常はさまざまな収集をするなどして個人個人が適切な情報を得て意思決定をなすはずだが、仲間集団が少人数で狭く強く形成されている場合には情報収集が乏しくなり、それに反して同調圧力がより大きく働き、集団の存在が強く個人の生活構造を支配する構図となっている。個人の生活構造を守ろうとする「抵抗」があるが、生活の「硬直化」によって、その「抵抗力」は極端なまでにもろく弱められていることになる(金澤 2004:6)。すなわち、仲間集団のなかでは、同調圧力を受けることにより、日常的な生活が硬直化し、その生活に関する事項の多くはすでに型にはまったものとなるなど、意思決定を形成する生活が構造的に創られて、その結果意思決定は、自動

的に行なわれるようになってきている(ポウルチ、ホール、アキシン 1985:143)と考えることができる。

このように、本来当事者固有の意思決定が仲間集団が意思決定の機能を当事者に代わって自動的に果たすことになってしまっており、その要因は集団の構成や集団の形成過程にあるものと考えられるが、これらのことについては従来の研究では欠けている点である。とくに、障害のある子どもの場合には、このような仲間集団の形成において、情報の質・量は低下し適切な情報が不足する環境に陥るものと指摘されている(村井・小山 1995:51)など、子どもである由により不利な状況におかれることも多い。したがって、当事者の意思決定の過程を分析する視点を、その集団の構成におけるメンバーの構成の状況、すなわち仲間集団のメンバー構成の大きさ(広さ、狭さ)、形成過程、継続性、その人間関係などを各生活場面において分析するなど仲間集団の構造、当事者が集団に属する過程におくことが必要である。

5. 集団構造の分析からの意思決定過程の 解明

「どうせ」は、日々の生活の意思決定の結果において「しかたがない」と捉え評価をするところから生じており、我々も社会的な環境のなかで過度に狭められた意識の結果、そのような意思決定を下してしまっていることが多い。意思決定は、継続的な効果があり、現在の「どうせ」は当事者自身の生活経験に影響を受けているなど過去の生活やそこで決定が現在の選択を制限することになる。すなわち、現在の意思決定は未来に対しては行動のパターンを押し付けることになり(村井・小山 1995:51)、意思決定は将来の生活を築くうえで重要な問題である。しかし、多くの障害のある子どもは、社会から排除され生活をしており、その社会的排除は当事者の生活の構造のなかに映し出されると考えるので、分析の際には当事者の生活構造に注目することが必要である。なかでもその生活を形成する重要な要素である、登下校、遊び、休日などのさまざまな生活場面における仲

間集団に注目すべきで、また、そこでの人間関係を空間・時間から捉え直し、意思決定にかかわる生活構造を読み解くことが必要である。この視点で分析することにより、意思決定の過程を明かにすることができるのではないかと。

学校のバリアフリーの問題は、当事者の生活が安定し、自ら希望する将来像を描くことができるような環境におくことによって、より整備がなされていくのではないだろうか。当事者が自分の意思によって将来像を描くことができないような状況におかれているのは、社会のメインストリームから排除され、不安な生活におかれているからである。その当事者の生活を社会から排除された集団として、社会的な構造の問題から捉えていくことが、このバリアフリーの問題の解決において根本に据えられなければならないであろう。

注

- 1) 意思決定は、社会のなかで提供される素材、設備や装置などの「意思決定の社会的要素」により左右されると指摘されている(バーナード 1982:176-7)。

文献

- チェスター・I・バーナード、小泉良夫訳(1981 a)「意思決定行動と意思決定過程に関するノート(1)」『北見大学論集』5。
- チェスター・I・バーナード、小泉良夫訳(1981 b)「意思決定行動と意思決定過程に関するノート(2)」『北見大学論集』6。
- チェスター・バーナード、小泉良夫訳(1982)「意思決定行動と意思決定過程に関するノート(3)」『北見大学論集』7。
- シドニー・w・ビジュー、園山繁樹・根ヶ山俊介・山口薫訳(2003)『子どもの発達行動分析』二瓶社。
- E. L. デシ、石田梅男訳(1985)『自己決定の心理学』誠信書房。
- アーヴィング・ゴッフマン、石黒毅訳(2003)『ステイグマの社会学』せりか書房。
- ジョン・S・ハモンド、ラルフ・L・キーニー、ハワー

- ド・ライファ、小林龍司訳(1999)『意思決定アプローチ』ダイヤモンド社。
- 平沼博将、高橋実(2004)「障害児の就学に関する意思決定過程(1)保護者が考慮するする要因の検討」『福山市立女子短期大学紀要』30。
- 淵上克義(1984)「進学志望の意思決定過程に関する研究」『教育心理学研究』32(1)。
- 藤田忠・熊田聖(1996)『意思決定科学』泉文堂。
- 今村仁司(1992)『排除の構造』筑摩書房。
- 印南一路(1997)『すぐれた意思決定』中央公論新社。
- 垣内芳子・大橋謙策・宮島敏他(1983)「高齢者および障害者の生活構造と学習・文化・スポーツ活動」『日本社会事業短期大学研究紀要』29。
- 金澤誠一(2004)「生活構造の破壊と社会的排除の実相」『労働総研クォーター』53。
- 松原望(2001)『意思決定の基礎』朝倉書店。
- 三後美紀・金井篤子(2003)「高校生の進路選択過程における自己決定経験とキャリアモデルの役割」『経営行動学学会年次大会発表論文集』(6)。
- 宮本雅美・加藤元繁(2002)「障害のある人びとの選択決定に関する研究の展望」『心身障害学研究』26。
- 村井潤一・小山正(1995)『障害児発達学の基礎』培風館。
- 岡本夏木・浜田寿美男(1995)『発達心理学入門』岩波書店。
- 奥山敏雄(1991)「意思決定過程への社会的視座」『社会学ジャーナル』16。
- B. ポウルチ、O. A. ホール、N. W. アキシン、丸島令子・福島由利子訳(1985)『家族の意思決定』、家政教育社。
- 庄治洋子・杉村宏・藤村正之編(1997)『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣。
- 鈴木敏正編著(2002)『社会的排除と「協同の教育」』御茶の水書房。
- 山岸治男(1993)『近代日本人のライフコースと自我形成』多賀出版。

(浅井学園大学人間福祉学部・教授)